

法務省民二第874号
平成22年4月1日

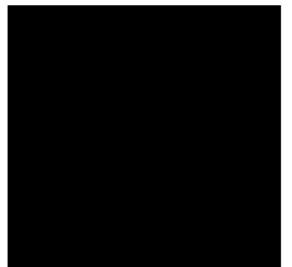
法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成22年法務省令第17号）の施行等に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、別紙の1及び3については本日から、別紙の6から9までについては本月5日から、別紙の2、4及び5については本年7月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通達の施行に伴い、「地図情報システムに登録された地図等に係る証明書の様式について」（平成19年3月23日付け法務省民二第700号民事第二課長依命通知）及び「地図情報システムに登録された地図等に係る証明書の様式の付加について」（平成20年10月6日付け法務省民二第2676号民事第二課長依命通知）は、廃止します。

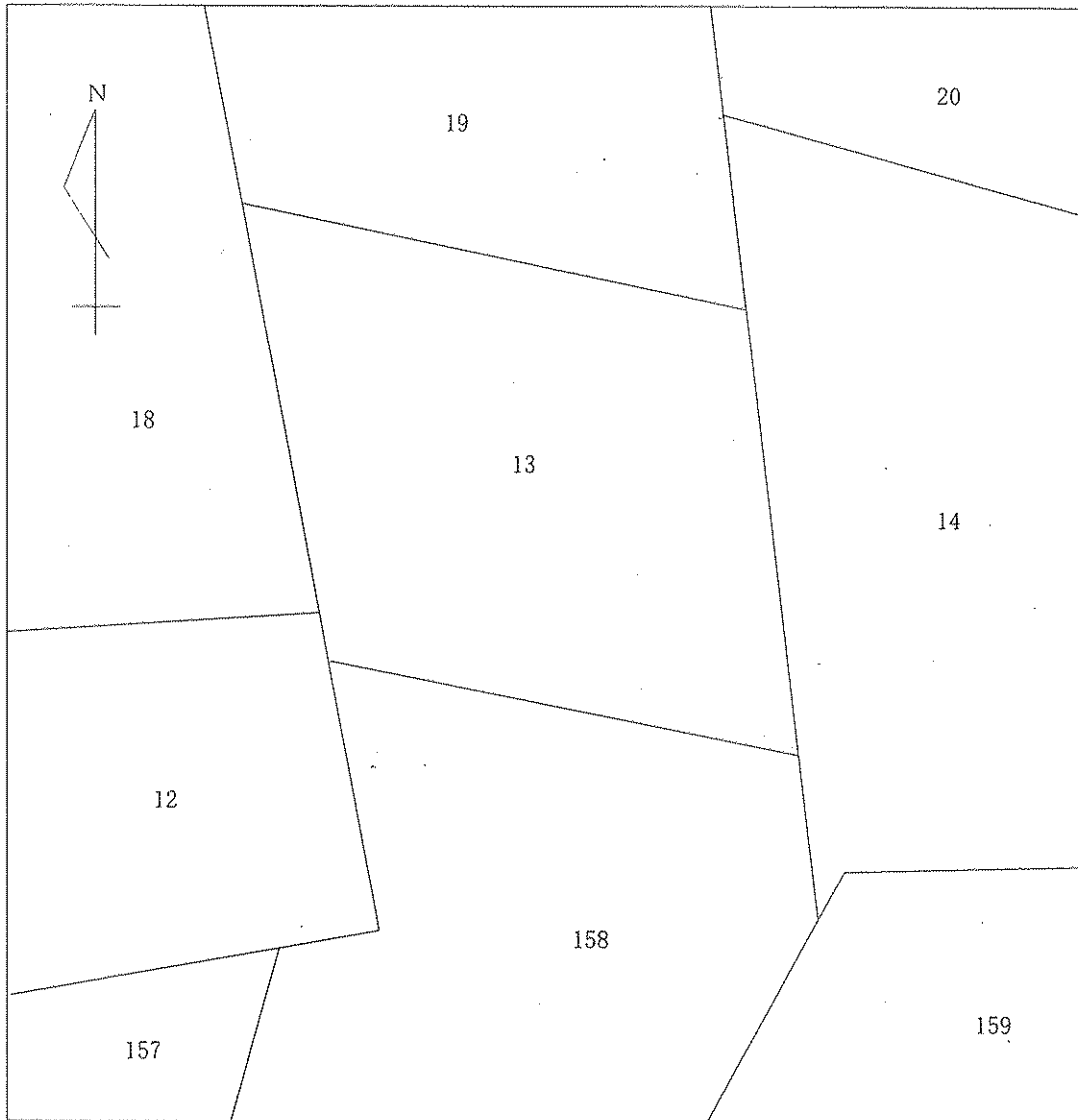


別紙

- 1 第9条第2項中「第86条第2項」を「第86条第3項」に改める。
- 2 第50条第1項中「第77条第1項第7号」を「第77条第1項第8号」に改め、同条第2項中「第77条第1項第7号」を「第77条第2項」に改める。
- 3 第56条第1項中「土地所在図，地積測量図，建物図面若しくは各階平面図」を「土地所在図等（電磁的記録に記録されているものを除く。）」に、「，又は」を「，若しくは」に改め、「つづり替えを」の下に「し，又は電磁的記録に記録されている土地所在図等が記録されている規則第1.7条第1項の電磁的記録に変更若しくは訂正があった旨を記録」を加える。
- 4 第70条中「第77条第4項」を「第77条第5項」に改める。
- 5 第72条第1項中「第77条第4項」を「第77条第5項」に改め、同条第2項中「第7号」を「第8号」に改める。
- 6 第134条中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号中「写し」の下に「(建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)」を加え、同号を第6号とし、第2号中「写し」の下に「(地図及び地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)」を加え、「，原則として別記第97号様式及び別記第98号様式により」を削り、同号の次に次の3号を加える。
 - (3) 地図及び地図に準ずる図面の写しは、原則として別記第97号様式による。
 - (4) 地図及び地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面は、原則として別記第98号様式による。当該証明した書面に表記されている地図又は地図に準ずる図面に閉鎖された部分が存在する場合には、当該閉鎖された部分に斜線を施すとともに、その旨を記載する。
 - (5) 地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面には、座標値及びその種別を記載することを要しない。

7 別記第97号を次のように改める。

別記第97号(第134条第3号, 第8号関係)



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番			
縮尺	1 /						

これは地図(地図に準ずる図面)の写しである。

平成 年 月 日

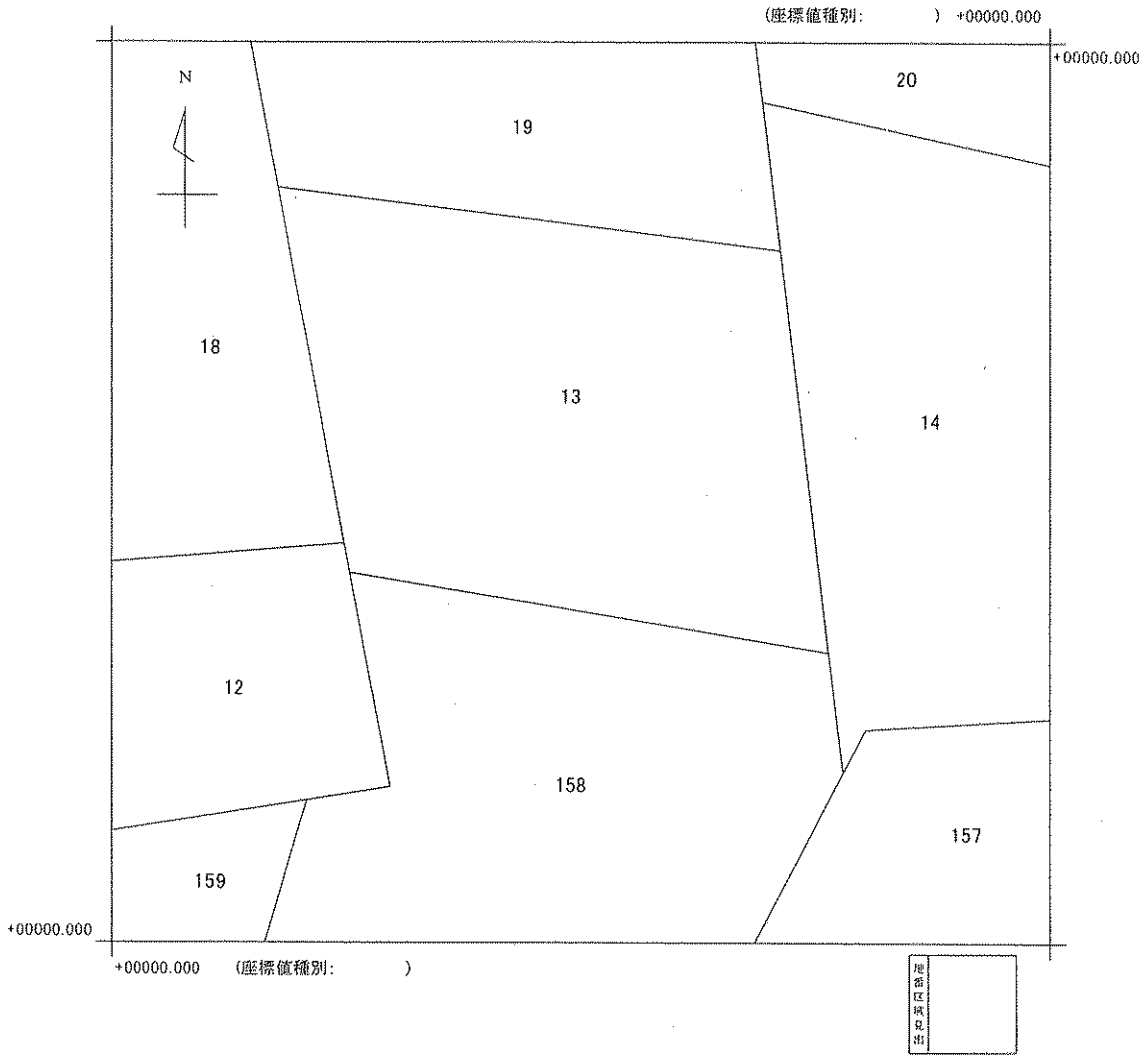
法務局 出張所

登記官

職印

8 別記第98号を次のように改める。

別記第98号(第134条第4号, 第8号関係)



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何				地番	13番	
出力縮尺	1/	精度区分	座標系番号又は記号	分類		種類		
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図(地図に準ずる図面)に記録されている内容を証明した書面である。

平成 年 月 日
 法務局 出張所
 登記官

電子
公印

9 別記第99号中「第134条第3号, 第5号」を「第134条第6号, 第8号」に改める。

改 正 案	現 行
<p>（管轄転属による地番等の変更）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 登記官は、規則第33条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号、信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には、従前の記号等を抹消する記号を記録して、第114条、第115条第2項又は規則第86条第3項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。</p>	<p>（管轄転属による地番等の変更）</p> <p>第9条（同左）</p> <p>2 登記官は、規則第33条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号、信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には、従前の記号等を抹消する記号を記録して、第114条、第115条第2項又は規則第86条第2項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。</p>
<p>（地積測量図における筆界点の記録方法）</p> <p>第50条 地積測量図に規則第77条第1項第8号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該基本三角点等に符号を付した上、地積測量図の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。</p> <p>2 地積測量図に規則第77条第2項の規定により近傍の恒久的な地物に基づく測量の</p>	<p>（地積測量図における筆界点の記録方法）</p> <p>第50条 地積測量図に規則第77条第1項第7号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該基本三角点等に符号を付した上、地積測量図の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。</p> <p>2 地積測量図に規則第77条第1項第7号の規定により近傍の恒久的な地物に基づく</p>

成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該地物の存する地点に符号を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値も記録するものとする。

(表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理)

第56条 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において、必要があるときは、土地所在図等（電磁的記録に記録されているものを除く。）の記録の変更若しくは訂正をし、若しくはこれらの図面のつづり替えをし、又は電磁的記録に記録されている土地所在図等が記録されている規則第17条第1項の電磁的記録に変更若しくは訂正があった旨を記録するものとする。

2 (略)

(地積)

第70条 土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が、申請情報の内容とした地積を基準にして規則第77条第5項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、申請情報の内容とした地積

測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該地物の存する地点に符号を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値も記録するものとする。

(表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理)

第56条 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において、必要があるときは、土地所在図、地積測量図、建物図面若しくは各階平面図の記録の変更若しくは訂正をし、又はこれらの図面のつづり替えをするものとする。

2 (同左)

(地積)

第70条 土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が、申請情報の内容とした地積を基準にして規則第77条第4項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、申請情報の内容とした地積

を相当と認めて差し支えない。

(分筆の登記の申請)

第72条 分筆の登記を申請する場合において、分筆前の地積と分筆後の地積の差が、分筆前の地積を基準にして規則第77条第5項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、地積に関する更正の登記の申請を要しない。

2 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第8号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない。

(地図等の写し等の作成)

第134条 (略)

(1) (略)

(2) 地図及び地図に準ずる図面の写し(地図及び地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)は、請求に係る土地のほか、接続する土地全部につ

を相当と認めて差し支えない。

(分筆の登記の申請)

第72条 分筆の登記を申請する場合において、分筆前の地積と分筆後の地積の差が、分筆前の地積を基準にして規則第77条第4項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、地積に関する更正の登記の申請を要しない。

2 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第7号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない。

(地図等の写し等の作成)

第134条 (同左)

(1) (同左)

(2) 地図及び地図に準ずる図面の写しは、原則として別記第97号様式及び別記第98号様式により、請求に係る土地のほか、接続する土地全部についてこれらの土地相互間の境界線及びその接続する土

いてこれらの土地相互間の境界線及びその
の接続する土地の地番を記載する。

(3) 地図及び地図に準ずる図面の写しは、
原則として別記第97号様式による。

(4) 地図及び地図に準ずる図面に記録され
た情報の内容を証明した書面は、原則と
して別記第98号様式による。当該証明
した書面に表記されている地図又は地図
に準ずる図面に閉鎖された部分が存在す
る場合には、当該閉鎖された部分に斜線
を施すとともに、その旨を記載する。

(5) 地図に準ずる図面に記録された情報の
内容を証明した書面には、座標値及びそ
の種別を記載することを要しない。

(6) 建物所在図の写し（建物所在図が電磁
的記録に記録されているときは、当該記
録された情報の内容を証明した書面）は
、原則として別記第99号様式による。

(7) (略)

(8) (略)

別記第97号（第134条第3号，第8号関
係）

(略)

別記第98号（第134条第4号，第8号関

地の地番を記載する。

(新設)

(3) 建物所在図の写しは、原則として別記
第99号様式による。

(4) (同左)

(5) (同左)

別記第97号（第134条第2号，第5号関
係）

(略)

別記第98号（第134条第2号，第5号関

<p>係)</p> <p>(略)</p>	<p>係)</p> <p>(略)</p>
<p>別記第99号 (第134条第6号, 第8号関</p> <p>係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記第99号 (第134条第3号, 第5号関</p> <p>係)</p> <p>(略)</p>

○法務省令第十七号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

法務大臣 千葉 景子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

(不動産登記規則の一部改正)

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

第九条中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局長」を削り、同条に次の二項を加える。

2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、

直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

第十三条第一項第二号中「地図の番号」の下に「（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）」を加え、同項第九号中「隣接図面」を「隣接図郭」に改める。

第十五条中「第十三条第一項第二号の番号」を「第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（地図等の副記録）

第十五条の二 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務

を行うことができないう場合について準用する。

第十六条第四項第二号中「書面」の下に「（地図訂正申出情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）」を加え、同条第十項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同条第十一項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。

第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。

（行政区画の変更等）

第十六条の二 第九十二条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第一項中「変更

の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第二章第三節中第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(土地所在図等の副記録)

第二十七条の三 法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第五十五条第六項中「第一項」を「第三項」に改める。

第六十三条第一項第一号中「代理人」の下に「（以下この条において「申請人等」という。）」を加え、同条第四項第一号中「申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）」を「申請人等」に改める。

第七十三条第二項中「及び申請人」を「並びに申請人及び作成者」に改める。

第七十六条第一項中「方位」の下に「縮尺」を加える。

第七十七条第一項中第八号を第九号とし、同項第七号中「（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

第七十七条第一項に次の一号を加える。

十 測量の年月日

第七十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第八号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

第七十九条第一項及び第八十二条第二項中「方位」の下に「縮尺」を加える。

第八十三条第一項中「各階平面図には」の下に「縮尺」を加える。

第八十五条第三項を次のように改める。

3 登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十七条第一

項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

第八十五条第四項中「保存した」を「保存する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

第八十六条第一項中「番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない」を「その番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付

番号を記録しなければならない。

第八十六条第二項中「前項の番号」を「地役権図面番号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

第八十七条第二項中「第十二条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

第一百三十一条第一項及び第一百七十七条第二項中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第六十条の見出し中「地役権図面の番号」を「地役権図面番号」に改め、同条中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第二百条第四項及び第二百一条第四項中「第九十四条第三項」を「第九十四条第二項及び第三項」

に、「交付」を「交付の請求」に改める。

第二百五条第二項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

第二百三十一条第四項に次の一号を加える。

八 測量の年月日

第二百三十一条第五項中「基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を「国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

第二百三十一条第六項中「第七十七条第二項及び第三項」を「第七十七条第三項及び第四項」に、「第七十七条第二項中「前項第八号」を「第七十七条第三項中「第一項第九号」に改める。

附則第四条第一項中「第百九十九条」を「第百九十八条」に改める。

附則第八条第四項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

別表一の地図番号欄の項中「地図の番号」の下に「又は図郭の番号」を加える。

(商業登記規則の一部改正)

第二条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(副登記記録)」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局長」を削り、「登記簿に記録されている事項と同一の事項の記録」を「登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができなときは、前項の副登記記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第五条の見出し中「印鑑に係る記録等」を「印鑑記録等」に改め、同条中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第六条の見出しを「（副印鑑記録）」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局長」を削り、「印鑑に係る記録と同一の事項の記録」を「印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

第九条の二（見出しを含む。）、第九条の五第二項並びに第十一条第一項及び第七項中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第十八条第一項中「登記事項要約書」を「法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）」に

改める。

第三十四条第六号及び第七号中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第一百十条（見出しを含む。）中「又は会社分割」を「、会社分割又は株式移転」に改め、同条中「又は第十五条の二第二項」を「、第十五条の二第二項」に改め、「第三項」の下に「又は第十五条の三第二項」を加え、「又は吸収分割承継会社」を「、吸収分割承継会社」に改め、「新設分割による設立の登記」の下に「又は株式移転による設立の登記」を加え、「同法第十五条第四項ただし書（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）」を「同法第十五条第三項、第十五条の二第四項又は第十五条の三第三項において準用する同法第十条第八項ただし書」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第三条 各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七十六条、第七十七条」を「第七十六条から第七十八条まで」に改める。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条 動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(副記録)

第四条 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。

2 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によつて登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録しなければならない。

(投資法人登記規則の一部改正)

第五条 投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十八条」の下に「、第七十条」を加える。

（後見登記等に関する省令の一部改正）

第六条 後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（副記録）

第四条 登記官は、後見登記等ファイル等に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。
ならない。

2 登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができなときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、後見登記等ファイル等の記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を後見登記等ファイル等の記録に記録しなければならない。

らない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び第二百三十一条第六項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

(不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の不動産登記規則の規定（他の省令において準用する場合を含む。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。

第三条 この省令の施行前にされた登記の申請又は不動産登記規則第十六条第一項の申出については、なお従前の例による。

(船舶登記規則の一部改正)

第四条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第五条 農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第六条 夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、第百九十九条」を削る。

附則第三条第六項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

附則第四条第一項中「第二百五条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改める。

（船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号

）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第十六条中「、第九十九条」を削る。

○不動産登記規則等の一部を改正する省令新旧対照条文
 一 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 地図等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第三節 登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章（第五章（略））</p> <p>附則</p> <p>（副登記記録）</p> <p>第九条 法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。</p> <p>2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 地図等（第十条―第十六条）</p> <p>第三節 登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の二）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>第三章（第五章（同上））</p> <p>附則</p> <p>（副登記記録）</p> <p>第九条 法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方事務局長は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。</p> <p>（新設）</p>

登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

(地図)

第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

2 6 (略)

(地図の記録事項)

第十三条 地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 (略)

二 地図の番号(当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号)

三 八 (略)

九 隣接図郭との関係

十 (略)

(地図)

第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。

2 6 (同上)

(地図の記録事項)

第十三条 (同上)

一 (同上)

二 地図の番号

三 八 (同上)

九 隣接図面との関係

十 (同上)

2 (略)

(地図及び建物所在図の番号)

第十五条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第十三条第一項第二号の地図の番号(同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号)を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。

(地図等の副記録)

第十五条の二 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

(地図等の訂正)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 (略)

二 地図訂正申出情報を記載した書面(地図訂正申出情

2 (同上)

(地図及び建物所在図の番号)

第十五条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第十三条第一項第二号の番号を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。

(新設)

(地図等の訂正)

第十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一 (同上)

二 地図訂正申出情報を記載した書面を登記所に提出す

報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法

5
5
9 (略)

10 令第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第十六条第一項及び第十八条第一項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。

12
15 (略)

(行政区画の変更等)

第十六条の二 第九十二条の規定は、地図等について準用

る方法

5
5
9 (同上)

10 令第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第十六条第一項及び第十八条第一項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

12
15 (同上)

(新設)

する。この場合において、同条第一項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第三節 登記に関する帳簿

(申請情報等の保存)

第十七条 (略)

2 (略)

(筆界特定書つづり込み帳)

第二十七条の二 (略)

(土地所在図等の副記録)

第二十七条の三 法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができないう場合について準用する。

第四節 雑則

第三節 (同上)

(申請情報等の保存)

第十七条 (同上)

2 (同上)

(筆界特定書つづり込み帳)

第二十七条の二 (同上)

(新設)

第四節 (同上)

(保存期間)

第二十八条 (略)

(添付書面の原本の還付請求)

第五十五条 (略)

2・5 (略)

6 第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならぬ。

7・9 (略)

(登記識別情報の通知の方法)

第六十三条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人(以下この条において「申請人等」という。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送

(保存期間)

第二十八条 (同上)

(添付書面の原本の還付請求)

第五十五条 (同上)

2・5 (同上)

6 第一項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならぬ。

7・9 (同上)

(登記識別情報の通知の方法)

第六十三条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 (同上)

2・3 (同上)

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送

付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一 申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三 (略)

5 9 (略)

(土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式)

第七十三条 (略)

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

(土地所在図の内容)

第七十六条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3 (略)

付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一 申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三 (同上)

5 9 (同上)

(土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式)

第七十三条 (同上)

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日及び申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

(土地所在図の内容)

第七十六条 土地所在図には、方位、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3 (同上)

(地積測量図の内容)

第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならぬ。

一 〇六 (略)

七 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値

九 境界標(筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。)があるときは、当該境界標の表示

十 測量の年月日

2 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

3 第一項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

(地積測量図の内容)

第七十七条 (同上)

一 〇六 (同上)

(新設)

七 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値(近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値)

八 (同上)

(新設)

(新設)

2 前項第八号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

4| 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

5| 第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。

(地役権図面の内容)

第七十九条 地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

2 3 4 (略)

(建物図面の内容)

第八十二条 (略)

2 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

3 (略)

(各階平面図の内容)

第八十三条 各階平面図には、縮尺、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主

3| (同上)

4| (同上)

(地役権図面の内容)

第七十九条 地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

2 3 4 (同上)

(建物図面の内容)

第八十二条 (同上)

2 建物図面には、方位、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

3 (同上)

(各階平面図の内容)

第八十三条 各階平面図には、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である

である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 (略)

(土地所在図の管理及び閉鎖等)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

4 第一項の規定は、同項に規定する図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

(地役権図面の管理)

第八十六条 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があつた場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面にその番号(以下「地役権図面番号」という。)を付さなければならない。この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該

建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 (同上)

(土地所在図の管理及び閉鎖等)

第八十五条 (同上)

2 (同上)

3 第十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定は、同項に規定する図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存した場合には、適用しない。

(地役権図面の管理)

第八十六条 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があつた場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面に番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

2 前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 地役権図面番号は、一年ごとに更新するものとする。

(地役権図面の閉鎖)

第八十七条 (略)

2 第八十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(地役権の登記がある土地の分筆の登記)

第一百三條 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

2 4 (略)

(合筆の登記における権利部の記録方法)

第一百七七条 (略)

(新設)

2 前項の番号は、一年ごとに更新するものとする。

(地役権図面の閉鎖)

第八十七条 (同上)

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(地役権の登記がある土地の分筆の登記)

第一百三條 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び第八十六条第一項の番号を記録しなければならない。

2 4 (同上)

(合筆の登記における権利部の記録方法)

第一百七七条 (同上)

2 登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならぬ。

3 5 (略)

(地役権図面番号の記録)

第六十条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に地役権図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。

第九十九条 削除

第二百条 (略)
(地図等の写し等の作成及び交付)

2 登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び第八十六条第一項の番号を記録しなければならぬ。

3 5 (同上)

(地役権図面の番号の記録)

第六十条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に第八十六条第一項の番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。

(副登記記録による作成)

第九十九条 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記事項証明書又は登記事項要約書を作成することができないときは、第九条の副登記記録によつてこれを作成することができる。

第二百条 (同上)
(地図等の写し等の作成及び交付)

<p>2・3 (略)</p> <p>4 第九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。</p>	<p>2・3 (同上)</p> <p>4 第九十四条第三項の規定は、第二項の書面の交付について準用する。</p>
<p>(土地所在図等の写し等の作成及び交付)</p> <p>第二百一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。</p>	<p>(土地所在図等の写し等の作成及び交付)</p> <p>第二百一条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 第九十四条第三項の規定は、第二項の書面の交付について準用する。</p>
<p>(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)</p> <p>第二百五条 (略)</p> <p>2 第九十四条第二項又は第三項(これらの規定を第二百一条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)</p> <p>第二百五条 (同上)</p> <p>2 第九十四条第二項又は第三項(第二百一条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。</p> <p>3 (同上)</p>
<p>(筆界特定書の記録事項等)</p> <p>第二百三十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第四百三十三条第二項の図面には、次に掲げる事項を</p>	<p>(筆界特定書の記録事項等)</p> <p>第二百三十一条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p>

記録するものとする。

一〇七 (略)

八 測量の年月日

5 法第四百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

6 第十条第四項並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は、法第四百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第三項中「第一項第九号」とあるのは「第二百三十一条第四項第七号」と読み替えるものとする。

附 則

(未指定事務に係る旧登記簿)

第四条 新規則第四条、第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第一百六条、第一百七条、第二百二十二条、第二百九十四条第二項及び第二百九十五条から第二百九十八条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定

一〇七 (同上)

(新設)

5 法第四百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値(近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値)とする。

6 第十条第四項並びに第七十七条第二項及び第三項の規定は、法第四百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第二項中「前項第八号」とあるのは「第二百三十一条第四項第七号」と読み替えるものとする。

附 則

(未指定事務に係る旧登記簿)

第四条 新規則第四条、第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第一百六条、第一百七条、第二百二十二条、第二百九十四条第二項及び第二百九十五条から第二百九十九条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定

(同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。)を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。
2～5 (略)

(第三条指定を受けていない登記所からの移送)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」とあるのは「登記官の識別番号を記録しなければ」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

別表一(第四条第一項関係)土地の登記記録

第一欄	第二欄
地図番号欄	地図の番号又は図郭の番号並びに筆界特定の年月日及び手続番号

(同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。)を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。
2～5 (同上)

(第三条指定を受けていない登記所からの移送)

第八条 (同上)

2・3 (同上)

4 前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」とあるのは「登記官の識別記号を記録しなければ」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

別表一(第四条第一項関係)土地の登記記録

第一欄	第二欄
地図番号欄	地図の番号並びに筆界特定の年月日及び手続番号

改正案	現行
<p>（副登記記録）</p> <p>第三条 法務大臣は、登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。</p> <p>2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。</p> <p>3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。</p> <p>（印鑑記録等の備付け）</p> <p>第五条 登記所には、第九条第六項の規定による記録（以下「印鑑記録」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。</p> <p>（副印鑑記録）</p>	<p>（登記簿と同一の記録の備付け）</p> <p>第三条 法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方公務局の長は、登記簿に記録されている事項と同一の事項の記録を調製するものとする。</p> <p>2 登記簿の全部又は一部が滅失した場合において、前項の記録があるときは、当該記録によつてこれを回復しなければならぬ。この場合においては、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号。以下「法」という。）第八条の命令によることを要しない。</p> <p>3 登記簿によつて登記事項証明書又は法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）を作成することができないときは、登記官は、第一項の記録によつてこれらを作成することができる。</p> <p>（印鑑に係る記録等の備付け）</p> <p>第五条 登記所には、第九条第六項の規定による記録（以下「印鑑に係る記録」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。</p> <p>（印鑑に係る記録と同一の記録の備付け）</p>

第六条 法務大臣は、印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録を調製するものとする。

2 | 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。

3 | 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

(資格喪失の場合等の印鑑記録の処理)

第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2 前条第六項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

(印鑑カードの交付等)

第九条の五 (略)

2 登記官は、印鑑カードを交付するときは、印鑑記録及

第六条 法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方方法務局の長は、印鑑に係る記録と同一の事項の記録を調製するものとする。

2 | 印鑑に係る記録の全部又は一部が滅失した場合において、前項の記録があるときは、当該記録によつてこれを回復しなければならない。

3 | 印鑑に係る記録によつて印鑑の証明書を作成することができないときは、登記官は、第一項の記録によつてこれを作成することができる。

(資格喪失の場合等の印鑑に係る記録の処理)

第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

2 前条第六項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

(印鑑カードの交付等)

第九条の五 (同上)

2 登記官は、印鑑カードを交付するときは、印鑑に係る

び前条第一項の書面にその印鑑カード番号及び交付の年月日を記録し、又は記載しなければならない。

3 5 6 (略)

(管轄転属の場合の措置)

第十一条 甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所は、その部分に関する登記記録、附属書類及び印鑑記録を乙登記所に移送しなければならない。

2 5 6 (略)

7 甲登記所は、第一項の規定により印鑑記録を移送したときは、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

(登記事項証明書等の請求の通則)

第十八条 登記事項証明書若しくは法第十一条の書面(以下「登記事項要約書」という。)の交付、登記簿の附属書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2 (略)

(帳簿等の保存期間)

第三十四条 登記所は、帳簿等を次の区別に従って保存しなければならない。

一 5 (略)

記録及び前条第一項の書面にその印鑑カード番号及び交付の年月日を記録し、又は記載しなければならない。

3 5 6 (同上)

(管轄転属の場合の措置)

第十一条 甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所は、その部分に関する登記記録、附属書類及び印鑑に係る記録を乙登記所に移送しなければならない。

2 5 6 (同上)

7 甲登記所は、第一項の規定により印鑑に係る記録を移送したときは、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

(登記事項証明書等の請求の通則)

第十八条 登記事項証明書若しくは登記事項要約書の交付、登記簿の附属書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2 (同上)

(帳簿等の保存期間)

第三十四条 登記所は、帳簿等を次の区別に従って保存しなければならない。

一 5 (同上)

六 印鑑記録（次号の印鑑記録を除く。）

永久

七 第九条の二第一項及び第十一条第七項の規定による記録をした印鑑記録

当該記録をした日から二年間

八 十（略）

（合併、会社分割又は株式移転による登記の申請書の記載）

第一百十条 合併、会社分割又は株式移転につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項又は第十五条の三第二項の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記若しくは新設分割による設立の登記又は株式移転による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法第十五条第三項、第十五条の二第四項又は第十五条の三第三項において準用する同法第十条第八項ただし書の規定による期間の短縮があつたときは、その期間をも記載しなければならない。

六 印鑑に係る記録（次号の印鑑に係る記録を除く。）

永久

七 第九条の二第一項及び第十一条第七項の規定による記録をした印鑑に係る記録

当該記録をした日から二年間

八 十（同上）

（合併又は会社分割による登記の申請書の記載）

第一百十条 合併又は会社分割につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項又は第十五条の二第二項若しくは第三項の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記又は吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記若しくは新設分割による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法第十五条第四項ただし書（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮があつたときは、その期間をも記載しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（商業登記規則等の準用）</p> <p>第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二号まで、第二十七条から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号第二項、第五十八号から第六十号まで、第七十五号、第九十八号から第九十九条まで、第一百十一条、第一百十二条及び第一百十四号から第一百十八号までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第六十一条第一項及び第四項、第六十二条から第六十八号まで、第七十条から第七十四号まで、第七十六号から第七十八号まで、第八十条、第八十一条、第一百十号並びに第一百十三号の規定は各種法人の登記について、同規則第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」と</p>	<p>（商業登記規則の準用）</p> <p>第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二号まで、第二十七条から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号第二項、第五十八号から第六十号まで、第七十五号、第九十八号から第九十九条まで、第一百十一条、第一百十二条及び第一百十四号から第一百十八号までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第六十一条第一項及び第四項、第六十二条から第六十八号まで、第七十条から第七十四号まで、第七十六号、第七十七号、第八十条、第八十一条、第一百十号並びに第一百十三号の規定は各種法人の登記について、同規則第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるの</p>

あるのは、「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

は、「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（副記録）</p> <p>第四条 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。</p> <p>2 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができなときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。</p> <p>3 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録しなければならぬ。</p>	<p>（動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルと同一の記録の備付け）</p> <p>第四条 登記官は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録した事項と同一の事項の記録を備えなければならない。</p> <p>2 動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。</p>

五 投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（商業登記規則の準用）</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条第一項、第四項及び第七項、第十三条から第二十二号まで、第二十七号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号、第六十一条第一項から第四項まで、第六十五号第一項から第三項まで、第六十六号、第六十八号、第七十号、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第九十八号から第一百五号まで、第一百七号、第一百八号、第一百七号、第一百八号、第一百十八号の三、第一百十八号の四、第二百二十条並びに第二百二十三号の規定は、投資法人の登記について準用する。</p>	<p>（商業登記規則の準用）</p> <p>第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十号まで、第十一条第一項、第四項及び第七項、第十三条から第二十二号まで、第二十七号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号、第六十一条第一項から第四項まで、第六十五号第一項から第三項まで、第六十六号、第六十八号、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四号、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第九十八号から第一百五号まで、第一百七号、第一百八号、第一百十七号、第一百十八号、第一百十八号の三、第一百十八号の四、第二百二十条並びに第二百二十三号の規定は、投資法人の登記について準用する。</p>

六 後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（副記録）</p> <p>第四条 登記官は、後見登記等ファイル等に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。</p> <p>2 登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、後見登記等ファイル等の記録に記録した事項とみなす。</p> <p>3 登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができないようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を後見登記等ファイル等の記録に記録しなければならない。</p>	<p>（後見登記等ファイル等の記録と同一の記録の備付け）</p> <p>第四条 登記官は、後見登記等ファイル等に記録した事項と同一の事項の記録を備えなければならない。</p> <p>2 後見登記等ファイル等の記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。</p>

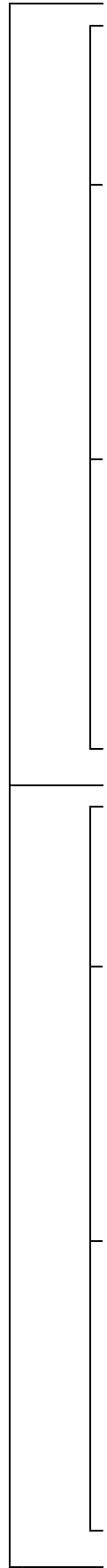
改 正 案	現 行
<p>（不動産登記規則の準用） 第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百四十八条から第五百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六六十八号（第一項を除く。）、第六六十九号（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八号から第八十二条まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十四条から第八十八条まで、第八八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第</p>	<p>（不動産登記規則の準用） 第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百四十八条から第五百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六六十八号（第一項を除く。）、第六六十九号（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七十六条（第三項を除く。）、第七十八号から第八十二条まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十四条から第八十八条まで、第八八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第</p>

百九十二条まで、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第六十号、第八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百五条第二項	第九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百一条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十六条第二項又は第三項

百九十二条まで、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第九十九条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第六十号、第八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百五条第二項	第九十四条第二項又は第三項（第二百一条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十六条第二項又は第三項



改 正 案	現 行
<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条、第九項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四十六条、第四十八条から第五十五条まで、第六十三号から第六十六条まで、第六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八条（第一項を除く。）、第六十九条（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七</p>	<p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条、第九項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四十六条、第四十八条から第五十五条まで、第六十三号から第六十六条まで、第六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六十八条（第一項を除く。）、第七十条、第七十五条、第七</p>

十六条（第三項を除く。）、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十二条、第八十三条第一項、第二号及び第二項、第八十五条、第八十六条、第八十八条、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四條並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
第二百五条第二項	第九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百条第	農業用動産抵当登記規則第三十七条第二項又は第三項

十六条（第三項を除く。）、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十二条、第八十三条第一項、第二号及び第二項、第八十五条、第八十六条、第八十八条、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四條並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(同上)	
第二百五条第二項	第九十四条第二項又は第三項（第二百	農業用動産抵当登記規則第三十七条第二項又は第三項

四項及び第二百一条
第四項において準用
する場合を含む。）

一条第四項において
準用する場合を含む
。）

九 夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（準用）</p> <p>第十四条 不動産登記規則第九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。）、第九十四条、第九十五条、第九十七条第五項及び第六項、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>（未指定事務に係る登記簿に関する経過措置）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。</p> <p>7 （略）</p> <p>（電子申請等に関する経過措置）</p> <p>第四条 新規則中電子申請（非訟事件手続法第二百二十二条</p>	<p>（準用）</p> <p>第十四条 不動産登記規則第九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。）、第九十四条、第九十五条、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>（未指定事務に係る登記簿に関する経過措置）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>2 5 （同上）</p> <p>6 第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別記号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。</p> <p>7 （同上）</p> <p>（電子申請等に関する経過措置）</p> <p>第四条 新規則中電子申請（非訟事件手続法第二百二十五条</p>

第一項において準用する不動産登記法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。）に関する規定は、整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

2
・ 3
(略)

第一項において準用する不動産登記法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。）に関する規定は、整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

2
・ 3
(同上)

船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（未指定事務に係る旧船舶登記簿）</p> <p>第四条 新船舶登記規則第二条、第十四条、第十八条、第四十五条第一項第五号及び第六号、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第六条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第二条第二項指定を受けた事務について、その第二条第二項指定の日から適用する。</p> <p>257（略）</p> <p>（未指定事務に係る旧農業用動産登記簿）</p> <p>第十六条 新農業用動産抵当登記規則第二条、第十五条、第十九条、第三十六条第一項第五号及び第六号、第三十七条、第三十八条並びに第四十条（不動産登記規則第六</p>	<p>附則</p> <p>（未指定事務に係る旧船舶登記簿）</p> <p>第四条 新船舶登記規則第二条、第十四条、第十八条、第四十五条第一項第五号及び第六号、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第六条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第九十五条、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第九十九条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第二条第二項指定を受けた事務について、その第二条第二項指定の日から適用する。</p> <p>257（略）</p> <p>（未指定事務に係る旧農業用動産登記簿）</p> <p>第十六条 新農業用動産抵当登記規則第二条、第十五条、第十九条、第三十六条第一項第五号及び第六号、第三十七条、第三十八条並びに第四十条（不動産登記規則第六</p>

条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項
第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項
第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二
百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部
分に限る。）の規定は、第四条第二項指定を受けた事務
について、その第四条第二項指定の日から適用する。

条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項
第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項
第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第百
九十九条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三
項を準用する部分に限る。）の規定は、第四条第二項指
定を受けた事務について、その第四条第二項指定の日か
ら適用する。

法務省民二第1039号

平成22年4月21日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による租税
特別措置の廃止に伴う事務の取扱いについて（依命通知）

標記について、農林水産省経営局長から別添1及び別添2のとおり、水産庁
長官から別添3のとおり、それぞれ通知がありましたので、その旨貴管下登記
官に周知方お取り計らい願います。

21 経営第 6463 号

平成 22 年 3 月 31 日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

「租税特別措置法第 80 条の 3 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」の廃止について

所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 80 条の 3 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置が平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止されました。

これに伴い、「租税特別措置法第 80 条の 3 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」（平成 20 年 5 月 12 日付け 20 経営第 491 号農林水産省経営局長通知）を廃止するとともに、所得税法等の一部を改正する法律附則第 125 条第 6 項又は第 7 項の規定に基づき、なお従前の例によることとされた不動産の権利の移転の登記については、当該経過措置が適用されている間は証明書の様式についてもなお従前の例によることとしましたので、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

22 経営第 165 号

平成 22 年 4 月 12 日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）の施行に伴い、「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

なお、貴管下法務局及び地方法務局に対して貴職より周知をお願いします。

新旧対照表

「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」

（平成6年1月25日付け6構改B第1号構造改善局長通知）

	改 正 後	改 正 前
第1 1	<p>農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業 農地保有合理化法人等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課 税の特例（所得の800万円特別控除）（略）</p>	<p>農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業 農地保有合理化法人等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課 税の特例（所得の800万円特別控除）（略）</p>
2	<p>法第13条の2第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地 保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特 例（所得の1,500万円特別控除）</p>	<p>法第13条の2第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地 保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特 例（所得の1,500万円特別控除）</p>
(1)	<p>個人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に法第4条第1項第 1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡 所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控 除の適用を受けようとする場合は、当該譲渡を受けようとする年分の確 定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類 を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22 条の8第33項、措置法規則第17条の2第1項第29号） ア～ウ（略）</p>	<p>(1) 個人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に法第4条第1項第 1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡 所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控 除の適用を受けようとする場合は、当該譲渡を受けようとする年分の確 定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類 を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22 条の8第33項、措置法規則第17条の2第1項第30号） ア～ウ（略）</p>
(2)	<p>法人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した 場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68 条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けよ うとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書の額に算入 される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は 当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細 書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措 置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置令第39条の5第 34項、措置法規則第22条の5第1項第29号又は第22条の67）。</p>	<p>(2) 法人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した 場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68 条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けよ うとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書の額に算入 される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は 当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細 書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措 置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置令第39条の5第 34項、措置法規則第22条の5第1項第30号又は第22条の67）。</p>
3	<p>農地保有合理化法人等が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に係 る登録免許税の税率の軽減</p>	<p>農地保有合理化法人等が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に係 る登録免許税の税率の軽減</p>
(1)	<p>農地保有合理化法人が、措置法第76条第1項に規定する登録免許税 の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当 該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事 の証明書で、当該法人が農地保有合理化法人であること、当該登記に係 る農用地が法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業の実施により 買入れられたものであること及び当該農用地が農用地区域内に存する こと並びに当該法人が当該農用地の買入れをした日の記載があるもの</p>	<p>(1) 農地保有合理化法人が、措置法第76条第1項に規定する登録免許税 の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当 該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事 の証明書で、当該法人が農地保有合理化法人であること、当該登記に係 る農用地が法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業の実施により 買入れられたものであること及び当該農用地が農用地区域内に存する こと並びに当該法人が当該農用地の買入れをした日の記載があるもの</p>

〔削る。〕

場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書並びに次のア及びイの書類（別紙様式第8号）を添付しなければならぬ（措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第6項第10号ニ）。

ア・イ （略）

(2) （略）

(3) 特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域（以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。）外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したものは又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（別紙様式第9号～様式第9号の5）を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号ロ及びハ並びに同項第13号ニ又は第22条の69第6項第12号ロ及びハ並びに同項第13号ニ）。

ア 1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 次に定める書類

(7) （略）

(4) 当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産の所在地が農用地区域等内であつて当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第9号）

場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書並びに次のア及びイの書類（別紙様式第9号）を添付しなければならぬ（措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第6項第10号ニ）。

ア・イ （略）

(2) （略）

(3) 特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域（以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。）外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したものは又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（別紙様式第10号～様式第10号の5）を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号ロ及びハ並びに同項第13号ニ又は第22条の69第6項第12号ロ及びハ並びに同項第13号ニ）。

ア 1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 次に定める書類

(7) （略）

(4) 当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産の所在地が農用地区域等内であつて当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第10号）

- (ウ) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- a 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合 次のいずれかの書類
- (a) 当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）
- (b) (略)
- b 農地保有合理化法人等に対し農地売買等事業を行うために土地等（農地等又は未墾地等に限る。）の譲渡をした場合 次に定める書類
- (a) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等を当該農地売買等事業のため買入れ入れたものである旨を証する書類（別紙様式第9号の3）
- (b) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第9号の4）
- (c) 当該土地等の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- i 当該土地等のうち農地等 次のいずれかの書類
- (i) (略)
- (ii) 農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）
- ii 当該土地等のうち未墾地等 次に定める書類
- (i) 市町村長の当該土地等が未墾地等に該当するものである旨を証する書類（別紙様式第9号の5）
- (ii) (略)
- イ 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類
- (7) 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類（別紙様式第9号）
- (イ) 次のいずれかの書類
- a 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日

- (ウ) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- a 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合 次のいずれかの書類
- (a) 当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第10号の2）
- (b) (略)
- b 農地保有合理化法人等に対し農地売買等事業を行うために土地等（農地等又は未墾地等に限る。）の譲渡をした場合 次に定める書類
- (a) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等を当該農地売買等事業のため買入れ入れたものである旨を証する書類（別紙様式第10号の3）
- (b) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第10号の4）
- (c) 当該土地等の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- i 当該土地等のうち農地等 次のいずれかの書類
- (i) (略)
- (ii) 農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第10号の2）
- ii 当該土地等のうち未墾地等 次に定める書類
- (i) 市町村長の当該土地等が未墾地等に該当するものである旨を証する書類（別紙様式第10号の5）
- (ii) (略)
- イ 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類
- (7) 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類（別紙様式第10号）
- (イ) 次のいずれかの書類
- a 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日

を証する書類（別紙様式第9号の2）
b (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得了した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準（租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年3月30日農林水産省告示第399号）第一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。）を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合（当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。）の所有権の移転登記について、措置法第77条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの（別紙様式第10号）を添付しなければならない（措置法第77条第1項、措置法規則第29条第1項及び第2項）。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

(2) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たすものが、農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）をいう。）により、農用地又は混牧林地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合の所有権の移転登記について、措置法第77条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が農地利用集積円滑化事業により取得されたものと、当該登記に

を証する書類（別紙様式第10号の2）
b (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得了した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準（租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年3月30日農林水産省告示第399号）第一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。）を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合（当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。）の所有権の移転登記について、措置法第77条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの（別紙様式第11号）を添付しなければならない（措置法第77条第1項、措置法規則第28条の2第1項及び第2項）。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

(2) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たすものが、農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）をいう。）により、農用地又は混牧林地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合の所有権の移転登記について、措置法第77条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が農地利用集積円滑化事業により取得されたものと、当該登記に

のであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第11号)を添付しなければならぬ(措置法第77条第2項、措置法規則第29条第3項)。

(3) (略)

第3 遊休農地に関する措置に係る税制の特例

1 特定農業法人が特定の資産の買換え及び交換をした場合の法人税の課税の特例

(本文略)

(1) (略)

(2) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの次に定める書類
ア 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であつて当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第9号)

イ 次のいずれかの書類

(7) 市町村長の当該買換資産の取得につき催告に係る協議を行う旨の通知をした旨を証する書類(別紙様式第12号)

(4) (略)

2 特定農業法人が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

特定農業法人が、措置法第76条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであること、当該登記に係る農業者委員会の証明書で、当該特定農業法人であること、当該登記に係る遊休農地が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること及び当該遊休農地が農用地区域内に存すること並びに当該特定農業法人が当該遊休農地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第13号)を添付しなければならぬ(措置法第76条、措置法規則第28条)。

(様式第1号)～(様式第6号) (略)

[削る。]

のであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第12号)を添付しなければならぬ(措置法第77条第2項、措置法規則第28条の2第3項)。

(3) (略)

第3 遊休農地に関する措置に係る税制の特例

1 特定農業法人が特定の資産の買換え及び交換をした場合の法人税の課税の特例

(本文略)

(1) (略)

(2) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの次に定める書類
ア 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であつて当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第10号)

イ 次のいずれかの書類

(7) 市町村長の当該買換資産の取得につき催告に係る協議を行う旨の通知をした旨を証する書類(別紙様式第13号)

(4) (略)

2 特定農業法人が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

特定農業法人が、措置法第76条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであること、当該登記に係る農業者委員会の証明書で、当該特定農業法人であること、当該登記に係る遊休農地が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること及び当該遊休農地が農用地区域内に存すること並びに当該特定農業法人が当該遊休農地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第14号)を添付しなければならぬ(措置法第76条第3項、措置法規則第28条第3項)。

(様式第1号)～(様式第6号) (略)

(様式7号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(農地保有合理化法人)

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法第76条第1項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたので、下記事項について証明願います。

記

1 農用地の表示

農用地の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第76条第1項の規定に該当する法人であること。

3 当該農用地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地であって、同条第2項に規定する農地保有合理化事業の実施により買入れをしたものであること。

4 当該農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(都道府県) 知事

印

[削る。]

(様式7号の2)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所 (事務所)
氏名 (名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第76条第2項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたので、下記事項について証明願います。

記

1 農用地の表示

農用地の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第76条第2項の規定に該当する法人であること。

3 当該農用地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地であつて、同条第3項に規定する農地利用集積田滑化事業(同項第1号ロに掲げる農地売買等事業)の実施により買入れをしたものであること。

4 当該農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第7号) ~ (様式第12号) (略)

(様式第8号) ~ (様式第13号) (略)

(様式第13号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

(様式第14号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

(特定農業法人)

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法第76条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたので、下記事項について証明願います。

1 遊休農地の表示

遊休農地の所在	地番	地目	地積	取得年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第76条に規定する特定農業法人であること。

3 当該遊休農地が、農地法第32条の規定による通知を受けた遊休農地であつて、同法第35条第2項に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得をしたものであること。

4 当該遊休農地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇農業委員会会長

印

(特定農業法人)

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法第76条第3項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたので、下記事項について証明願います。

1 遊休農地の表示

遊休農地の所在	地番	地目	地積	取得年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第76条第3項に規定する特定農業法人であること。

3 当該遊休農地が、農地法第32条の規定による通知を受けた遊休農地であつて、同法第35条第2項に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得をしたものであること。

4 当該遊休農地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇農業委員会会長

印

21水漁第2752号
平成22年3月31日

法 務 省 民 事 局 長 殿

水 産 庁 長 官

「租税特別措置法第78条の2第4項の規定により税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書の様式について」及び「租税特別措置法第78条の2第5項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書及び農林水産大臣の書類の様式について」の廃止について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成22年法律第6号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第78条の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置が平成22年3月31日までの適用期限をもって廃止されることとなりました。

これに併せて、「租税特別措置法第78条の2第4項の規定により税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書の様式について」（平成14年6月26日付け14水漁第479号水産庁長官通知）及び「租税特別措置法第78条の2第5項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書及び農林水産大臣の書類の様式について」（平成15年6月10日付け15水漁第596号水産庁長官通知）を廃止するとともに、改正法附則第125条第3項の規定に基づきなお従前の例によることとされた不動産の権利の移転の登記については、当該経過措置が適用されている間は証明書の様式についてもなお従前の例によることとしましたので、その旨、貴下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。